北の原公園トライアルサウンディング

実施要領

※トライアルサウンディングとは、公共施設等の持つポテンシャルや魅力を最大限に引き出すとともに、施設の効果的な利活用の方法を探るため、公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

令和４年９月

駒ヶ根市 建設部 都市計画課

１　トライアルサウンディングの背景及び目的

駒ヶ根市では、都市公園として開設してから５０年以上が経過し、園内に老朽化した多くの施設が存在する一方、撤去された市民プールの跡地利用が課題となっていた北の原公園について、平成３０年にワークショップを開催し、北の原公園全体（共楽園、語らいの森、プール跡地）の整備計画を決定し、再整備を順次進めることとしました。

令和２年度からは、厳しい自治体財政を踏まえつつ、公園一帯の再整備やさらなる活性化や魅力の向上を進めるため、「サウンディング型市場調査」を行い、公園整備のご提案や実施可能なイベント等、多くのご意見・ご提案を頂戴しました。

また、With/After コロナ時代において、「ニュー・ノーマル」に対応したまちづくりが求められる中で、公園では地域のニーズに応じた柔軟かつ多様な活用が必要となっています。

そこで、北の原公園を対象に公園の一部を暫定的に利用しながら事業を試行するトライアルサウンディングを実施します。

このトライアルサウンディングにより提案事業者の皆様は実際に公園の使い勝手や立地条件、収益性等を確認することが可能です。

With/After コロナ時代において公園の柔軟かつ多様な利活用を試行し、今後の公園の官民連携による活用方針の決定に繋げるため、トライアルサウンディングへのご参加をよろしくお願いします。

２　対象公園

北の原公園

※北の原公園の概要

所在地	：	駒ヶ根市赤穂１４６１６−１
開設面積	：	３．１ha
公園種別	：	近隣公園
用途地域	：	第一種住居地域
建蔽率・容積率	：	６０％・２００％
防火地域	：	なし
都市施設	：	都市計画公園区域
立地適正化計画	：	居住誘導区域に隣接

３　実施期間（準備・撤収を含む）

原則１日から３ヶ月程度までとします。

また、各種イベントが重なった場合や予約状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、継続実施や早期に終了する場合があります。

４　トライアルサウンディングの流れ

事前相談・現地見学	都市計画課と日程調整のうえ随時実施します。
↓	
参加申込	申込内容を都市計画課で審査します。 本トライアルサウンディングの趣旨に合致する利用の場合、実施事業として認定します。
↓	
使用許可	許可書を交付します。 本トライアルサウンディングの趣旨に合致する利用の場合、使用料を減免します。
↓	
暫定利用	許可内容に応じた暫定利用を実施します。 利用期間は、原則１日から３ヶ月程度までとします。
↓	
実績報告・ヒアリング	事業実施後、アンケート及びヒアリングを行います。

５　参加要件

実施事業者は、本実施要領に定める内容及び条件等を十分に理解し、かつ、提案内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、ＮＰＯ 法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

なお、次のいずれかに該当する場合は、応募することはできません。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当する者。

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生又は再生手続き中の者。

(3) 駒ヶ根市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第２条第２号に規定する暴力団員又は同条例第６条第１項に規定する暴力団関係者。

(4) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む））及び地方税を滞納している者。

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者。

(6) 法令等の規定により許認可等が必要とされる場合は、事業実施予定日までに許認可等の条件となる免許を有していない者。

(7) その他トライアルサウンディングに参加することが適当でないと市が認める者。

６　提案要件等

(1) 提案要件

事業の提案内容は、以下の事項を遵守するものとします。

ア 確実に実施できる内容であること。

イ 公園利用者の安全に配慮するとともに、利便性やサービスの向上が見込まれる内容であること。

ウ 他の公園利用者に配慮すること。

エ 事業の実施にあたって、市の財産負担を前提としないこと。

オ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を十分行った内容であること。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは事業の提案の対象外とします。

ア 都市公園法やその他法令で禁止されている行為

イ 政治的活動又は宗教的活動

ウ 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等

エ 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為

オ 他の利用者の公園使用を著しく妨げる行為

カ「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）」第２条第５号に規定する指定暴力団等の活動

キ 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動。

ク その他、市が北の原公園で実施する内容として不適切と判断する行為

７　留意事項

(1) 費用負担について

事業実施に係る費用負担（光熱水費を含む。）については、原則、実施事業者が負担することとします。

(2) 提出書類等の取り扱いや特許権等 提出書類等の取り扱いについては次のとおりです。

ア 提出書類の著作権は、実施事業者に帰属しますが、提出書類は返却しないこととします。

イ 実施事業者の提出書類については、本事業以外では無断で使用しないこととします。

ウ 提案内容に含まれる特許権、実用新案件、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、実施事業者が負うものとします。

(3) 法令の遵守

提案及び実施にあたっては、実施事業者の責任において関係法及び法令適合等を確認してください。

(4) リスク分担

事業の実施に伴い発生するリスクについては、実施事業者が負うものとします。

(5) 事業中止となる場合

申請した利用内容に反するなど、トライアルサウンディングの目的から逸脱し、市から警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただくことがあります。

(6) 実施事業の取り扱い

今後、市が北の原公園において官民連携事業に関する公募を行った場合の事業参入を確約するものではありません。

８ 申請関係

(1) 提出書類

提出時期	書類名【様式】
① 申請（提案）時	参加申込書　【様式１】
	団体等概要書　【様式２】
	事業提案書　【様式３】
	誓約書　【様式４】
	申込人情報　【様式５】
② 実施決定後	都市公園占用許可申請書　【様式８】
	都市公園内行為許可申請書【様式９】
③ 実施後	実績報告書　【様式７】

※事前相談又は現地調査は随時受け付けています。

(2) 提出先

〒390-4192 長野県 駒ケ根市 赤須町 ２０番１号
駒ヶ根市 建設部 都市計画課 都市計画係
電話　0265-83-2111(内線 521)
E-mail toshi@city.komagane.nagano.jp

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留郵便に限る。）

(4) 事前相談

ア 提案内容や書類作成などについて、事前相談及び現地見学を随時実施します。

イ その他、質問書【様式６】を電子メールで受け付けます。後日、回答書を市から電子メールで送信します。回答について、他の実施事業者と共有することが望ましいと市が判断した場合は、市ホームページで公表します。

９ 審査

(1) 審査

提出書類やヒアリングをもとに、市が事業実施の実現性や提案要件に合致しているかなどの視点から審査を行います。

※ 審査は、実施事業者を１者に特定するためのものではありません。

(2) 選定の取り消し

実施事業者が、次に掲げる事項に該当したときは、そのものを選定の対象から除外し、又は実施事業者の決定を取り消すことがあります。

ア 提出書類に虚偽の記載があった場合

イ 応募資格を満たしていないことが判明した場合

ウ 著しく社会的に信用を失う行為により、公園施設を使用して事業を実施することについて、市がふさわしくないと判断した場合

エ その他、北の原公園で実施する内容として、市が不適切と判断する行為があった場合

(3) 審査結果の通知

審査結果は、審査結果通知書により各事業者に通知します。

１０ 事業の実施

(1) 事業の実施

ア 事業提案書や事前協議により取り決めた事項を遵守し、事業に必要な許可を得たうえで、事業を実施することができます。

イ 告知を含み、事業の準備から撤去まで、実施事業者の責任のもと、適切に実施してください。なお、事業に係る経費は、実施事業者が負担するものとします。

ウ 事業終了後は、現状復旧を行ってください。

エ 公園の利用時間は 8:00～18:00(冬期は 8:00～17:00)とします。

(2) モニタリング調査

市は、事業の実施期間中に公園利用者に対し、モニタリング調査を行う場合があります。その場合、実施事業者は当該モニタリング調査に協力することとします。

(3) 事業の中止又は延期

次の場合は、事業の実施を中止又は延期することがあります。

ア 新型コロナウイルス感染症が拡大し、事業の継続が困難であると市が判断したとき。

イ 安全対策が十分でないとき。

ウ 事業提案書や事前協議により取り決めた事項、許可条件に反する行為が行わ

れたとき。

エ 地震や大雨等により事業実施が困難であると市が判断したとき。

１１ 事業の報告

(1) 実績報告書の提出

事業期間が満了した後に、事業の実績報告書【様式７】を提出してください。

(2) ヒアリング調査

実績報告書をもとに、ヒアリング調査を行います。なお、ヒアリング調査の実施日時については、実績報告書の提出後、通知します。

(3) 実績報告の公表について

事業の実施実績について、実施事業者と協議のうえ、内容を公表する場合があります。